

2020年11月10日

各位

九州植物検疫協会

中国産種子に係る緊急の暫定措置の実施について

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、8月24日付け「中国産種子に係る緊急の暫定措置の実施について」にて、*Acidovorax avenae subsp. citrulli* (Aac)、*Potato spindle tuber viroid* (PSTVd) 及び *Pepino mosaic virus* (PepMV) の宿主種子に対して、中国側で植物検疫措置が適切に実施されているかについて、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に検定を行い確認する旨をお知らせしたところです。

本年10月及び11月、植物防疫所が実施した検定において、中国産せいようかぼちゃ種子からAacが検出されたこと及び同国に対して要請している原因究明等について現時点で回答が得られていないことから、農林水産省消費・安全局植物防疫課から（一社）全国植物検疫協会事務局に対して、本年11月11日付けの植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行により、規則別表二の二の三十四項、三十六項及び三十八項に基づき、新たにPSTVd等と同様の精密検定を要求する*Maize chlorotic mottle virus* (MCMV)、*Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV) 及び *Zucchini green mottle mosaic virus* (ZGMMV) の宿主種子についても、同日以降、検疫有害動植物の侵入防止の徹底を図るため、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に検定を行い確認する旨の通知がありましたので、取り急ぎお知らせします。

なお、8月24日にお知らせした規則別表第二の二の十九項、二十四項及び二十五項に掲げる植物の種子については、現在実施している暫定措置が継続されることを申し添えます。

【新たなる実施される暫定措置】

1 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として中国から輸入される、規則別表二の二の三十四項、三十六項及び三十八項に掲げる植物の種子(参照: https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2-2)

2 対応を行う期間

令和2年11月11日から当面の間

3 遺伝子検定

次の数量について、当該検疫有害動植物を対象とした遺伝子検定の実施

対象検疫有害動植物	検定数量
<i>Maize chlorotic mottle virus</i>	100粒
<i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	400粒
<i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>	100粒